附則第十九条の二の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項の表第一項の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第一項の表第五号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に改め、同表第二項の項中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改め、同表第一項の表第五号の項中「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に改め、同表第二項の項中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第十九条の四第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項中「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十一年度特定市街化区域農地」を「令和元年度特定市街化区域農地」に、「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十二年度特定市街化区域農地」を「令和二年度特定市街化区域農地」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「平成三十二年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同項第二号中「平成三十一年度　次に」を「令和元年度　次に」に改め、同号イ中「について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十一年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法」に、「係る平成三十一年度分」を「係る令和元年度分」に改め、同項第三号中「平成三十二年度　次に」を「令和二年度　次に」に改め、同号イ中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「平成三十一年度類似特定用途宅地等が平成三十一年度分」を「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第五号中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第四項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第五号中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第六項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第五号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第七項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第八項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表の第五号中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第九項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第十項の表以外の部分中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第十一項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第二十四条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十五条の前の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号イ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、同条第三項中「で平成三十一年度」を「で令和元年度」に、「平成三十二年度」を「で令和二年度」に、「類似土地が平成三十一年度」を「類似土地が令和元年度」に、「平成三十二年度類似用途変更宅地等」を「令和二年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等に係る平成三十一年度分」を「令和元年度類似用途変更宅地等に係る令和元年度分」に、「平成三十二年度類似用途変更宅地等に係る令和二年度分」を「令和二年度類似用途変更宅地等に係る令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「令和元年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に改め、同項第三号中「平成三十二年度類似用途変更宅地等」を「令和二年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十一年度類似課税標準額」を「令和元年度類似課税標準額」に改め、同条第四項第三号中「平成三十一年度類似課税標準額」を「令和元年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成三十一年度類似特定用途宅地等」を「令和元年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度類似特定用途宅地等」を「令和元年度類似特定用途宅地等」に改め、「固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十六条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改める。

附則第二十七条の二第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項中「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十二年度特定市街化区域農地」を「令和元年度特定市街化区域農地」に、「平成三十二年度に」を「令和二年度に」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十七条の四の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改める。